

電話相談員研修 I & II (セット申込み)



対象：① 四国支部電話相談員(産業カウンセラーの資格登録会員)

② ①以外の電話相談経験者(産業カウンセラーの四国支部資格登録会員)

受講料：7,700円(税込)

定員：20名程度(先着順)

申込締切：2023年12月8日(金)

I. 電話相談員スキルアップ研修 *産業カウンセラー資格の更新研修とみなします。

テーマ：「電話からのこころの声を聴いてみましょう」

電話だからこそ聴こえる相談者のこころに触れてみませんか。基本的な心構えを改めて学び直し、こころの危機と向き合う対応について事例を通して学びを深めます。電話相談員としての力を維持増進する機会としてぜひご参加ください。

日時：2023年12月24日(日) 11時00分～17時00分(6時間)

講師：関西支部 日沼 隆子 氏 他 (シニア産業カウンセラー)

会場：日本産業カウンセラー協会四国支部 研修室 (松山市味酒町1-3 四国ガス第3ビル7階)

II. 電話相談員自己研鑽学習会(事例検討) *産業カウンセラー資格の更新研修には該当しません。

日時：2023年12月13日(水) 18時30分～21時30分(3時間)

形式：Zoomによるオンライン開催

準備物：下記のaまたはbどちらか1つの事例報告を準備(当日Zoomで画面共有してください)

a. 電話相談員としての事例報告 b. コーラー体験の事例報告

※四国支部電話相談員更新条件を満たすための受講者は研修終了後に必ず四国支部へ事例を提出して下さい。

四国支部への事例提出によって、裏面の(1)四国支部電話相談員更新制度「②b 電話相談員自己研鑽学習会への1回以上の参加(事例提出)」を満たすことになります。

四国支部電話相談員更新制度は裏面をご覧ください。

申込方法：下記申込書に必要事項を記入し四国支部にお送りください。下のQRコードからも申込できます。

申込先：〒790-0814 愛媛県松山市味酒町1丁目3番地四国ガス第3ビル7階

(一社)日本産業カウンセラー協会 四国支部 TEL：089-968-2800

FAX：089-968-2801 E-Mail：shikoku@counselor.or.jp

受講料振込方法：開講が決まりましたら「受講のご案内」を送付いたしますので、案内に記載されている振込先にご入金ください。



お申込み前に必ず「個人情報の取り扱いについて」をご一読ください。

個人情報の取り扱いについて

利用目的：各種講座・講習の受付、手続き対応、事務管理、必要なご連絡のため

その内容に同意していただけたら、以下の□に を記入してください。

「個人情報の取り扱いについて」に同意し電話相談員研修に申込みます。



電話相談員スキルアップ研修 受講申込書

2023年 月 日

氏名			会員番号()
住所	〒		
連絡先	TEL	E-mail	
確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 電話相談員養成研修修了者	<input type="checkbox"/> 2023年度電話相談員更新者	
	<input type="checkbox"/> 電話相談経験者(経験年数: 年)		

II. 電話相談員自己研鑽学習会(事例検討)	12月13日(水) 18時30分～21時30分 → <input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席
研修後、四国支部への「事例」提出	<input type="checkbox"/> 提出する <input type="checkbox"/> 提出しない

本研修は四国支部電話相談員更新制度 (※1) の更新条件対象研修の1つです。

下記にてご確認ください。

(※1) 四国支部電話相談員更新制度

【重要】2023年度に電話相談員「更新」対象者

- ・電話相談員養成研修 2020年度受講修了者
- ・2020年度 電話相談員更新者

*四国支部ホームページから「電話相談員更新報告書」をダウンロードし、必要事項を記入後に四国支部に提出してください。(メール、郵便、FAX いずれも可)

【重要】2023年度 電話相談員「更新」締切日：2024年3月21日までに提出

【更新条件】

登録年度(電話相談員養成研修全課程修了年度)の翌年度から3年間に下記の更新条件を満たすこと

*更新年度に更新条件を満たすことができなかった場合は、電話相談員の登録抹消

<四国支部電話相談員更新条件(3年毎の更新の間に下記の①②を満たすこと)>

- ① 毎年実施される「電話相談員スキルアップ研修」を1回以上受講 ← 今回のチラシ
- ② 下記のaまたはbを満たすこと
 - a. 「四国支部がおこなう電話相談事業活動」への1回以上の参加
四国支部および各事務所で契約または実施される電話相談事業
例：日本産業カウンセラー協会 本部事業「働く人の電話相談室」
日本産業カウンセラー協会 四国支部事業「11月23日働く人の無料電話相談室」
 - b. 「電話相談員自己研鑽学習会」への1回以上の参加